

令和 7 年度 事業計画（案）新旧対照表

全国健康保険協会 鳥取支部

令和 7 年度 全国健康保険協会鳥取支部事業計画（案）

新（令和 7 年度）	旧（令和 6 年度）
1. 基盤的保険者機能の盤石化 ○ 健全な財政運営 ・ 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 ・ 中長期的に楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。 ・ 評議会、健康づくり推進協議会を開催し、協会事業への理解・協力を得ると同時に事業主、学識、被保険者などの意見を聴き、事業の見直しを行う。 ・ 安定した財政運営の観点から、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、鳥取県等が主催する会議等において積極的に意見発信を行う。 【重要度：高】 協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 260 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。 【困難度：高】 協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、経済の先行きは不透明であり、保険料収入の	1. 基盤的保険者機能の盤石化 ○ 健全な財政運営 ・ 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 ・ 中長期的に楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。 ・ 評議会、健康づくり推進協議会を開催し、協会事業への理解・協力を得ると同時に事業主、学識、被保険者などの意見を聴き、事業の見直しを行う。 ・ 安定した財政運営の観点から、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、鳥取県等が主催する会議等において積極的に意見発信を行う。 【重要度：高】 協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 260 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。 【困難度：高】 協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財

将来の推移は予測し難い一方、今後、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれること、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること等、今後も協会けんぽの財政負担が増加する要因が見込まれ、引き続き協会けんぽの財政は先行きが不透明な状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会及び支部評議会 で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

○ 業務改革の実践と業務品質の向上

① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底

- ・業務量の多寡や優先度に対応するため、職員の多能化を進め、事務処理体制の強化を図ることで生産性の向上を図る。
- ・業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理を推進し、職員の意識改革を促進する。
- ・自動審査状況等を分析し、事務処理の効率化を図る。

【困難度：高】

業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるため、ステップを踏みながら進めており、業務改革の取組みが一定程度

政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

○ 業務改革の実践と業務品質の向上

① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底

- ・業務量の多寡や優先度に対応するため、事務処理体制の強化を図ることで生産性の向上を図る。
- ・業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、正確な事務処理を推進し職員の多能化及び意識改革を促進する。

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするために重要な取組である。

浸透しているところであるが、健康保険証とマイナンバーの一体化にかかる経過措置など制度改正への対応や、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。

② サービス水準の向上

- ・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。
- ・加入者や事業主からの相談・照会についての的確に対応できるよう、知識及び接遇技術の向上を目指し受電体制等の強化を図る。
- ・「お客様満足度調査」や「お客様の声」に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から、業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者等の利便性の向上に努める。

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し100%達成に努めている。現金給費の申請件数が年々増加しているなか、令和5年1月のシステム刷新による自動

また、業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

② サービス水準の向上

- ・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。
- ・加入者や事業主からの相談・照会についての的確に対応できるよう、知識及び接遇技術の向上を目指し受電体制等の強化を図る。
- ・「お客様満足度調査」や「お客様の声」に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から、業務の課題を見だし改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に努める。

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し、100%達成に努めているが、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加しているなか、サービススタンダードを遵守していくためには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改

審査の効果や全支部の努力により平均所要日数7日以内を実現しており、今後も事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等によりこの水準を維持していく必要がある。また、加入者・事業主の更なる利便性の向上を図ることで、窓口来訪者の負担を軽減する。そのためには、使いやすい電子申請システムの構築や加入者への電子申請の普及に努めなければならない、困難度が高い。

- KPI : 1) サービススタンダードの達成状況を100%とする
- 2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する。
- 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。

③ 現金給付等の適正化の推進

- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルに基づき適正に実施する。
- ・ 現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。
- ・ 海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。

善等を常時実施する必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金のように、申請件数が突発的に増加することもあり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。

- KPI : 1) サービススタンダードの達成状況を100%とする
- 2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする

③ 現金給付等の適正化の推進

- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に実施する。
- ・ 現金給付の支給決定データ等の分析により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。
- ・ 海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。
- ・ 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診（いわゆる「部位ころがし」）

- ・ 柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会等を強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を実施し重点的に審査を行う。

また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。

- ・ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。
- ・ 被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。

P.10に移行し、項目を「DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進」に変更

の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。

- ・ 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

- ・ 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。

○ ICT化の推進

- ・ マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応に関し、加入者のマイナンバー登録を確実に実施するとともに、マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進し、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。

④ レセプト点検の精度向上 ・ 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。 ・ 自動点検マスタを定期的に更新し、システムを最大限に活用した点検を実施する。 ・ 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。 ・ 勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。また、自県・他県の査定事例のデータベース化を充実し、抽出・比較・分析を容易にすることで、	【重要度：高】 オンライン資格確認等システムは、国の進める医療 DX の基盤となる取組であり、その一環としてのマイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・事業主の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。 【困難度：高】 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を、細部の設計を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。 ④ レセプト点検の精度向上 ・ 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。 ・ 自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検を有効的に活用する。 ・ 社会保険診療報酬支払基金において、審査支払新システム(AI)によるレセプトの振り分けが行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。 ・ 勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。
--	---

効率的な点検を進める。

- ・ 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICT を活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理的な差異の解消等）の動向を注視し、内容点検の高度化について検討する。
- ・ システム改善により自動化された資格点検、外傷点検を着実に実施する。

【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICT を活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）を行っている協会では、システムの精度や点検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に高い水準に達している。このような中で、KPI を達成することは、困難度が高い。

- KPI：1）協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする
- （※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額

- ・ 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICT を活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理的な差異の解消等）の進捗状況を注視し、内容点検体制のあり方について検討する。
- ・ 資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組むとともに、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の状況を踏まえ、資格点検の実施方法や体制の見直しを検討する。

【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICT を活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）を行っている協会では、システムの精度や点検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に高い水準に達している。このような中で、KPI を達成することは、困難度が高い。

- KPI：1）協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする
- （※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額

2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする

⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。
- ・保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。
- ・オンライン資格確認による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所からの**早期の届出について、日本年金機構と連携し**周知広報を実施する。
- ・日本年金機構において、事業所の組織変更に伴う大量の資格喪失処理時や遡及の喪失、報酬改定処理を実施する場合、事業所への返納金発生防止の周知依頼とともに、日本年金機構と協会との連絡体制を構築し、債権発生防止と早期回収を図る。

2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする

⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。
- ・無資格受診に係る返納金の発生を抑止するため、業務マニュアル等に基づき、保険証未返納者に対する早期の返納催告を確実に実施する。
- ・日本年金機構と連携し、資格喪失時における保険証の返納について、事業所等へ周知徹底を図る。併せて、オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所から早期かつ適正な届出が行われるよう、周知広報を実施する。

【困難度：高】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、**保険者間調整※1による債権回収が有効な手段であるところ、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれる。しかしながら、それ以上にレセプト件数の増加に伴い、返納金債権の件数や金額が増加している中、KPI を達成することは、困難度が高い。**

※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。

※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。

■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする

【困難度：高】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1の拡充により、保険者間調整※2による債権回収の減少が見込まれるところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。

また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、健康保険証は別途郵送等により返納されることになるため、（健康保険証を添付できる）紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。

※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。

※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある

■ KPI：1）返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする

2）日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の健康保険証回収率を前年度以上とする

※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする

- DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進
- ・ マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応に関し、2025（令和 7）年12月 1 日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅延なく円滑な発行等に取り組む。

【重要度：高】

2025（令和 7）年 12 月 1 日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が満了することから、マイナ保険証の利用促進を進めつつ、円滑に資格確認書を発行し、安心して医療機関等へ受診できる環境を整備しなければならない。また、デジタル・ガバメント実行計画により令和 7 年度末までの電子申請導入が求められていることから、システム構築と申請受付を確実に実行しなければならず、重要度が高い。

【困難度：高】

経過措置期間が終了し、健康保険証が使えなくなるという大きな変換期を迎えても、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせの発行等の業務を着実かつ円滑に行う必要がある。加えて、マイナ保険証利用推進は、保険者の取組のみならず、医療機関や薬局、国等の取組が必要であり、関係者が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い

新（令和 7 年度）	旧（令和 6 年度）
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮 ○ 健康づくり ① 保健事業の一層の推進 i) 保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項として、6か年計画の2年目となる『第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）』について、目標達成に向けた取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備 ・支部において保健事業を担う専門職たる保健師について、事務分担を見直すなど、より専門性を発揮できる環境を整備する。 ・保健指導を担う保健師及び管理栄養士の人員補充のため、計画的かつ継続的な採用活動を実施する。 ・保健指導を担う保健師及び管理栄養士の更なる資質向上を図るため、支部の保健師が本部主催の研修などに参加し育成スキルの向上を図る。 ・保健事業に携わる一般職の職員についても、本部主催の研修等	2. 戦略的保険者機能の一層の発揮 ○ 健康づくり ① 保健事業の一層の推進 i) 保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項として、6か年計画の初年度となる『第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）』について、目標達成に向けた取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備 ・支部において保健事業を担う保健師について、担当業務を専門性や定型・非定型などで分類し、事務分担を見直し、より専門性を発揮できる環境を整備する。 ・保健指導を担う保健師及び管理栄養士の人員補充のため、計画的かつ継続的な採用活動を実施する。 ・保健指導を担う保健師及び管理栄養士の更なる資質向上を図るため、支部の保健師が本部主催の研修などに参加し育成スキルの向上を図る。 ・保健事業に携わる一般職の職員についても、本部主催の研修等

▶被保険者の生活習慣病予防健診

- ・自己負担額の軽減や付加健診の対象年齢の拡大等も踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用して健診受診勧奨及び健康経営の推進に取り組む。

- ・胃がん検診や大腸がん検診の実施割合等、健診機関別の実施状況を確認し、疑義が生じた場合は訪問等による聴取や指導を行うなど、健診の質の向上及び改善に努める。

▶被扶養者の特定健診

- ・協会けんぽ主催の集団健診を実施し、併せてオプション健診（「骨粗鬆症検診」「眼底検査」）を実施することで、予防の重要性に関する啓発を広く進める。
- ・市町村と連携して「健診ガイド」を作成し、効果的な広報を実施する。
- ・市町村と連携して「特定健診・がん検診ダブル受診」を効果的に勧奨し、実施する。

▶被保険者の生活習慣病予防健診

- ・令和５年度に実施した一般健診及び付加健診等の自己負担額の軽減に加え、令和６年度から付加健診の対象年齢を拡大し、また、負担軽減や対象年齢拡大を強調した広報や受診勧奨を実施
- ・新規事業所・加入者への月次による健診案内実施
- ・健診・保健指導カルテを活用した効果的・効率的な受診勧奨実施
- ・業界団体等と連携するなど、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した健診受診勧奨および健康経営の推進

▶被扶養者の特定健診

- ・新規被扶養者への月次による健診案内実施
- ・健診機関と連携した協会単独特定健診の実施
- ・市町村、関係機関と連携した「健診ガイド」による広報
- ・市町村、関係機関と連携した「特定健診・がん検診ダブル受診推進事業」の広報と実施
- ・ナッジ理論を活用した未受診者への効果的な受診勧奨の実施

▶被保険者及び被扶養者の事業者健診データ取得 ・ 健診機関からのデータ提出遅延について進捗管理を徹底し、後続の特定保健指導及び重症化予防事業へ効果的につなげるために、データ提出の早期化を促進する。 ・ 令和7年度から開始される電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データを取得するための体制を構築する。 ・ 事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携し、事業主へのアプローチを強化する。 ▶健診体系の見直し ・ 令和8年度以降順次実施する、被保険者及び被扶養者を対象とした人間ドック健診等について、円滑に実施できるように、広報、その他の準備を進める。 【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。 【困難度：高】 協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、	▶被保険者及び被扶養者の事業者健診データ取得 ・ 事業者健診データ提供について、提供に同意している事業所が利用する健診機関の状況を確認する。 データ取得の委託契約がない健診機関で提供同意事業所の受診が多い場合は、新規契約の勧奨を実施する。 ・ 事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。 【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。 【困難度：高】 協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日
---	--

1 事業所当たりの特定健診対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ 健診実施者数（事業者健診データ取得者数を含む）を対前年度以上とする。

■ 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数：83,627 人）

- ・ 生活習慣病予防健診 実施率 65.0%（実施見込者数：54,358 人）
- ・ 事業者健診データ 取得率 9.3%（取得見込者数：7,778 人）

■ 被扶養者（実施対象者数：17,204 人）

- ・ 特定健康診査 実施率 28.2%（実施見込者数：4,852 人）

- KPI：1）生活習慣病予防健診実施率を 65.0%以上とする
2）事業者健診データ取得率を 9.3%以上とする
3）被扶養者の特定健診実施率を 28.2%以上とする

本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8 割以上が被保険者 9 人以下の中小企業である。そのため、1 事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数：81,452 人）

- ・ 生活習慣病予防健診 実施率 62.8%（実施見込者数：51,152 人）
- ・ 事業者健診データ 取得率 9.4%（取得見込者数：7,657 人）

■ 被扶養者（実施対象者数：17,883 人）

- ・ 特定健康診査 実施率 28.2%（実施見込者数：5,044 人）

- KPI：1）生活習慣病予防健診実施率を 62.8%以上とする
2）事業者健診データ取得率を 9.4%以上とする
3）被扶養者の特定健診実施率を 28.2%以上とする

③ 特定保健指導実施率及び質の向上

i) 特定保健指導実施率の向上

- ・保健指導利用案内の実施率向上や平準化を目的として令和4年度に策定した「標準モデル」に沿って、案内通知発送のアウトソースを積極的に活用し、経年的に利用のない事業所についても原則すべての事業所へ案内するなど、利用案内実施率の向上を図る。
- ・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。
- ・健診実施機関へ働きかけ、健診当日の初回面談実施の拡大を図る。
- ・外部委託の更なる推進を図り、また情報通信技術の活用により対象者の利便性の向上を図る。
- ・被扶養者の特定保健指導を公民館などの会場で実施する「健康相談会」について、会場の選定範囲拡大や遠隔実施等、利便性の更なる向上を図る。

ii) 特定保健指導の質の向上

- ・第4期の特定健診・特定保健指導における「評価体系の見直し」（実績評価にアウトカム指標が導入）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するとともに、特定保健指導の成果の見える化を図る。

③ 特定保健指導実施率及び質の向上

i) 特定保健指導実施率の向上

- ・健診実施機関へ働きかけ、健診当日の初回面談実施の拡大を図る。
- ・特定保健指導の外部委託推進及び情報通信技術の活用
- ・保健指導利用案内の実施率向上や平準化を目的として令和4年度に策定した「標準モデル」に沿って、案内通知発送のアウトソースを積極的に活用するなど、利用案内実施率の向上を図る
- ・被扶養者の特定保健指導未実施者への勧奨実施
- ・被扶養者の特定保健指導を公民館などの会場で実施する「健康相談会」について、会場の選定範囲拡大や遠隔実施等、利便性の更なる向上を図る。
- ・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する

ii) 特定保健指導の質の向上

- ・令和6年度から開始される第4期特定健診・特定保健指導において、「評価体系の見直し」（実績評価にアウトカム指標が導入）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するため、効果的な保健指導を実践するためのスキル習得に向けた研修を実施

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のＱＯＬの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ 特定保健指導実施評価者数を対前年度以上とする。

■ 被保険者（特定保健指導対象者数：12,055人）

- ・ 特定保健指導 実施率 29.4%（実施見込者数：3,545人）

■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：432人）

- ・ 特定保健指導 実施率 16.4%（実施見込者数：71人）

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のＱＯＬの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ 被保険者（特定保健指導対象者数：11,703人）

- ・ 特定保健指導 実施率 27.3%（実施見込者数：3,195人）

■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：434人）

- ・ 特定保健指導 実施率 6.6%（実施見込者数：29人）

- KPI : 1) 被保険者の特定保健指導実施率を 29.4%以上とする
- 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 16.4%以上とする

④ 重症化予防対策の推進

- ・ 血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。

- ◆ 健診機関による、専門医への受診勧奨を実施する。
- ◆ 「健診機関勧奨」「協会本部勧奨」後の文書による受診勧奨を実施する。
- ◆ 関係団体や労働局等との連携を通じて事業主の意識醸成を図るとともに、事業所担当者から未治療者への受診勧奨の実施を依頼する。
- ◆ 特定保健指導等の機会を活用し、早期受診の重要性について周知徹底を図る。

- ・ 胸部エックス線検査において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を新たに実施する。(令和7年10月勧奨分、令和7年4月健診受

- KPI : 1) 被保険者の特定保健指導実施率を 27.3%以上とする
- 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 6.6%以上とする

④ 重症化予防対策の推進

- ・ メタボリックシンドローム対策としての未治療者への受診勧奨について、対象者を生活習慣病予防健診のみから、特定健診および事業所健診データ取得者へ拡大(令和6年10月勧奨分、令和6年4月健診受診分から)

- ◆ 健診機関による、専門医への受診勧奨実施
- ◆ 「健診機関勧奨」「協会本部勧奨」後の文書による受診勧奨実施
- ◆ 事業所担当者から未治療者への受診勧奨実施依頼

診分から)

- ・ 肝臓がん・肝炎を対象とした肝機能リスク対策事業
鳥取県や学術機関などと連携して実施する。
 - ◆肝機能リスクが高い者へ医療機関への受診勧奨及び肝炎ウイルス検査の受検勧奨を実施する。
 - ◆肝炎ウイルス検査陽性者へ鳥取県のフォローアップ制度を案内する。
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業
鳥取県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに則り実施する。
 - ◆医療機関未受診者、勧奨をしても受診しない者へ事業所訪問等による健康相談を実施する。
 - ◆糖尿病治療中断者、電話または文書により治療再開勧奨を実施する。
 - ◆医療機関通院患者、かかりつけ医と連携し支部保健師が保健指導を実施する。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のＱＯＬの向上を図る観点から重要度が高い。

- KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする

- ・ 県や学術機関などと連携して肝臓がん・肝炎を対象とした肝機能リスク対策事業を実施

- ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業
鳥取県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに則り実施
 - ◆医療機関未受診者、血圧・脂質と併せた受診勧奨を実施
 - ◆糖尿病治療中断者、支部保健師が電話または文書により治療再開勧奨を実施
 - ◆医療機関通院患者、かかりつけ医と連携し支部保健師が保健指導を実施

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のＱＯＬの向上を図る観点から、重要度が高い。

- KPI：健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする

(※) 令和7年度から開始する胸部エックス線検査に基づく
受診勧奨における医療機関受診率を除く

⑤ コラボヘルスの推進

・鳥取県との「健康経営推進事業」の実施

「健康経営スタートガイド」、「社員の健康づくり事例集」、「健康経営比較分析」などの広報物を効果的に活用し、健康経営宣言事業所数の拡大を図るとともに、宣言された事業所には、「健康経営通信」・「健康度カルテ」の配付、年2回の研修会、表彰制度（支部長、知事）の実施、健康づくりメニューの改善、金利優遇制度など、健康経営宣言事業所に対するフォローアップも充実させ、事業主・事業所の行動変容につなげる。事業実施にあたっては、鳥取県など関係機関との連携を進めることで、事業の拡大を図る。また、健康経営宣言事業所における取組について、健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値設定等を取り入れることで、さらに効果を上げていただくための「ステップアップ方式」を推進することにより標準化を促進する。

・若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、メンタルヘルス対策とも関連する睡眠など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチを推進する。

⑤ コラボヘルスの推進

・鳥取県との「健康経営推進事業」の実施

「健康経営スタートガイド」、「社員の健康づくり事例集」、「健康経営比較分析」などの広報物を効果的に活用し、健康経営宣言事業所数の拡大を図るとともに、宣言された事業所には、「健康経営通信」・「健康度カルテ」の配付、年2回の研修会、表彰制度（支部長、知事）の実施、健康づくりメニューの改善、金利優遇制度など、健康経営宣言事業所に対するフォローアップも充実させ、事業主・事業所の行動変容につなげる。事業実施にあたっては、鳥取県など関係機関との連携を進めることで、事業の拡大を図る。また、健康経営宣言事業所における取組について、健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値設定等を取り入れることで、さらに効果を上げていただくための「ステップアップ方式」を本格的に推進することにより標準化を促進する。

・若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、メンタルヘルス対策とも関連する睡眠など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチを推進する。

・メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（ＴＨＰ指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 15 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI：健康宣言事業所数を 2,500 事業所（※）以上とする
（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

・メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（ＴＨＰ指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 50 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI：健康宣言事業所数を 2,460 事業所（※）以上とする
（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

○ 医療費適正化

① 医療資源の適正使用

i) ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ 加入者にジェネリック医薬品について正確に理解していただけるような広報を実施することにより、効果的なジェネリック医薬品の促進につなげる。お薬手帳の推進、適正なお薬の使い方、多剤対策、健康サポート薬局の推進など、鳥取県薬剤師会と連携して展開する。また、必要に応じて鳥取県など関係機関等への働きかけを行う。

ii) バイオシミラー(バイオ後続品)の使用促進

- ・ バイオシミラー(バイオ後続品)について、国の方針(※1)を踏まえ、使用促進に向けて必要な情報提供や加入者への周知・啓発を図る。

(※1)「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを目指す」

iii) 上手な医療のかかり方

- ・ 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・**かかりつけ薬局**を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。
- ・ **ポリファーマシー(多剤服用の有害事象)、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分**

○ 医療費適正化

① 医療資源の適正使用

i) ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ 加入者にジェネリック医薬品について正確に理解していただけるような広報を実施することにより、効果的なジェネリック医薬品の促進につなげる。お薬手帳の推進、適正なお薬の使い方、多剤対策、健康サポート薬局の推進など、鳥取県薬剤師会と連携して展開する。また、必要に応じて鳥取県など関係機関等への働きかけを行う。

ii) バイオシミラー(バイオ後続品)の使用促進

- ・ バイオシミラー(バイオ後続品)について、国の方針(※1)を踏まえ、使用促進に向けて必要な情報提供や加入者への周知・啓発を図る。

(※1)「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを目指す」

iii) ポリファーマシー(多剤服用の有害事象)等対策

- ・ ポリファーマシー、急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方等の有害事象や効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。

iv) 上手な医療のかかり方

析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。 【重要度：高】 国の後発医薬品にかかる新目標として、「令和11年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。 また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。 【困難度：高】 ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用	・医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組み等について、加入者への周知・啓発を図る。 【重要度：高】 医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」で定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023 年度末までに全ての都道府県で 80%以上」に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に 80%以上に到達することを目標とすることが望ましい」とされている。これを受けて、協会としても 80%を達成していない支部について早期に 80%を達成する必要がある、重要度が高い。 また、第 46 回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（令和 5 年 4 月 28 日開催）において定められた国の目標である、「2029 年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上」の達成にも寄与するものであることから、重要度が高い。 【困難度：高】 一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。
--	---

状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

- KPI : 1) ジェネリック医薬品使用割合 (※) を年度末時点で対前年度末以上とする
(※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする
2) バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者へ働きかけを実施する

- ② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信
- i) 意見発信のための体制の確保
- ・医療提供体制等に係る意見発信を行うために、各種会議体へ積極的に参加する。
- ii) 医療費データ等の分析
- ・地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比 (SCR) を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のために様々な視点で分析し、健康課題の抽出と効果的な対策の実施を行う。

- KPI : ジェネリック医薬品使用割合 (※) を年度末時点で対前年度末以上とする
(※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

- ② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信
- i) 意見発信のための体制の確保
- ・医療提供体制等に係る意見発信を行うために、各種会議体へ積極的に参加する。
- ii) 医療費データ等の分析
- ・地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比 (SCR) を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のために様々な視点で分析し、健康課題の抽出と効果的な対策の実施を行う。

(1) 医療費、健診結果などのデータから、協会けんぽの支部別での比較分析 (2) 鳥取県、市町村など関係機関と連携した県全体の視点での分析 iii) 外部への意見発信や情報提供 ・ 地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。 ・ 令和6年度に実施した食生活アンケートの結果を取りまとめ、鳥取県をはじめ関係機関および加入者・事業主に発信するとともに、各機関との事業連携等今後の事業に活用する。 ・ 医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。 【重要度：高】 効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。 ③インセンティブ制度の実施及び検証 ・ 令和3年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施す	(1) 医療費、健診結果などのデータから、協会けんぽの支部別での比較分析 (2) 鳥取県、市町村など関係機関と連携した県全体の視点での分析 iii) 外部への意見発信や情報提供 ・ 地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。 ・ 医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。 【重要度：高】 効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。 ③インセンティブ制度の実施及び検証 ・ 令和3年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施す
---	---

るとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。

○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

- ・協会の財政状況、事業について、理解・協力を得るため、様々なチャンネルを使った広報を進める。また、健康保険委員については、様々な媒体や機会を利用して委嘱勧奨を行うとともに、健康保険委員、健康経営宣言事業所を広報の重点対象として、専用広報「けんぽ便り」とっとり」等の配付、年金委員・健康保険委員合同研修会などにより、積極的に周知を進める。
- ・最重点広報テーマの「健診体系の見直し」（現役世代への健診事業の拡充）について、加入者・事業主の一層の理解を得ていただけるよう、広報内容や方法を工夫の上、積極的に広報を行う。

- KPI：1）全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を72.3%以上とする
- 2）SNS（LINE 公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う
- 3）健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする

るとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。

○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

- ・協会の財政状況、事業について、理解・協力を得るため、様々なチャンネルを使った広報を進める。また、健康保険委員については、様々な媒体や機会を利用して委嘱勧奨を行うとともに、健康保険委員、健康経営宣言事業所を広報の重点対象として、専用広報「けんぽ便り」とっとり」等の配付、年金委員・健康保険委員合同研修会などにより、積極的に周知を進める。
- ・令和5年度より実施している生活習慣病予防健診の自己負担の軽減、令和6年度より実施する付加健診の実施年齢拡大等の「更なる保健事業の充実」について、様々な機会を活用して、積極的な広報を行う。

- KPI：1）全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を72.2%以上とする
- 2）健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする

○ 支部における地域の特性を踏まえた保健事業の実施

- ・支部特有の課題に着目した保健事業を推進する。特に鳥取支部の課題である「入院医療費が全国平均を上回る」「血压リスクが高い」「運動習慣要改善者の割合が全市町村で高い」「被扶養者への特定保健指導の実施率について令和4年度以降は最下位を脱出したが、令和4年度43位、令和5年度41位と全国平均を下回る状況が続いている」の4つの項目に着目した取組みを実施する。

○ 支部における地域の特性を踏まえた保健事業の実施

- ・支部特有の課題に着目した保健事業を推進する。特に鳥取支部の課題である「入院医療費が全国平均を上回る」「血压リスクが高い」「運動習慣要改善者の割合が全市町村で高い」「被扶養者の特定保健指導の実施率が43位と最下位は脱したが、全国平均を下回る状況が続いている」の4つの項目に着目した取組みを実施する。

新（令和 7 年度）	旧（令和 6 年度）
3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備 ○人事評価制度の適正な運用 ・ 評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深める。 ○戦略的保険者機能の更なる発揮のための○J Tを中心とした人材育成 ・ ○J Tを中心としつつ、本部指定の研修に支部独自の研修を効果的に組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ○リスク管理 ・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取り扱いやリスクマネジメント等の研修を行う。 ・ 年 2 回の個人情報保護管理委員会の定期開催に加え、必要の都度、委員会を開催して個人情報保護について検討、審議を行い個人情報保護に係る取組みを推進する。 ・ 日次、週次、月次の情報セキュリティにかかる定期点検の実施により個人情報保護や情報セキュリティを徹底するとともに職員の意識向上を図る。	3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備 ○人事評価制度の適正な運用 ・ 評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深める。 ○戦略的保険者機能の更なる発揮のための○J Tを中心とした人材育成 ・ ○J Tを中心としつつ、本部指定の研修に支部独自の研修を効果的に組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ○リスク管理 ・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取り扱いやリスクマネジメント等の研修を行う。 ・ 年 2 回の個人情報保護管理委員会の定期開催に加え、必要の都度、委員会を開催して個人情報保護について検討、審議を行い個人情報保護に係る取組みを推進する。 ・ 日次、週次、月次の情報セキュリティにかかる定期点検の実施により個人情報保護や情報セキュリティを徹底するとともに職員の意識向上を図る。

○コンプライアンスの徹底

- ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその周知・徹底を図る。
- ・年2回のコンプライアンス委員会の定期開催に加え、必要の都度、委員会を開催してコンプライアンスに係る取組みの検討、審議等を行うことにより、コンプライアンスの更なる推進を図る。

○適正な労務管理と標準人員に基づく人員配置

- ・業務量に応じた標準人員に基づき、支部事業に合わせ、業務の効率化、生産性の向上につながる適正かつ柔軟な人員配置を実施する。
- ・労働負荷の標準化により、有給休暇取得の促進、超過勤務の削減を進める。

○費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
- ・入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得した

○コンプライアンスの徹底

- ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその周知・徹底を図る。
- ・年2回のコンプライアンス委員会の定期開催に加え、必要の都度、委員会を開催してコンプライアンスに係る取組みの検討、審議等を行うことにより、コンプライアンスの更なる推進を図る。

○適正な労務管理と標準人員に基づく人員配置

- ・業務量に応じた標準人員に基づき、支部事業に合わせ、業務の効率化、生産性の向上につながる適正かつ柔軟な人員配置を実施する。
- ・労働負荷の標準化により、有給休暇取得の促進、超過勤務の削減を進める。

○費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
- ・入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得した

が入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 ・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 ・消耗品などの適切な在庫管理による経費削減を図るとともに、外部委託の活用により業務の効率化を図る。 ・調達審査委員会が必要な案件については、確実に開催し、契約の適正化を図る。また、調達結果についてはホームページに公表することにより協会事業の透明性を維持する。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする	が入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 ・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 ・消耗品などの適切な在庫管理による経費削減を図るとともに、外部委託の活用により業務の効率化を図る。 ・調達審査委員会が必要な案件については、確実に開催し、契約の適正化を図る。また、調達結果についてはホームページに公表することにより協会事業の透明性を維持する。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする
--	--